

氏名	橋本 修				
学位の種類	博士（言語学）				
学位記番号	博 乙 第 2898 号				
学位授与年月日	平成 30年 12月 31日				
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当				
審査研究科	人文社会科学研究科				
学位論文題目	日本語相対テンスの基準時に関する研究				
主査	筑波大学	教授	博士（言語学）	矢澤 真人	
副査	筑波大学	教授	博士（言語学）	杉本 武	
副査	筑波大学	教授	博士（言語学）	沼田 善子	
副査	筑波大学	准教授	博士（言語学）	那須 昭夫	

論 文 の 要 旨

本論文は、日本語従属節における相対テンス現象について、広範・多種の従属節を探索・検討することにより、従来とは異なるタイプの基準時点が組織的に存在すること、従属節の種類と基準時の種類とが一定の対応関係を持つことを明らかにすることにより、従属節述部ル／タ形の対立についての意味論的解明を深化させることを主な目的とした論考である。本論文は以下の8章から構成されている。

- 第1章 現象概観と研究の背景
- 第2章 先行研究他
- 第3章 枠組みの設定・対象の限定
- 第4章 引用節のテンス
- 第5章 連体修飾節のテンス
- 第6章 副詞節における相対テンス
- 第7章 相対テンス基準時の可動範囲に関して
- 第8章 本論文のまとめと今後の課題

第1章では本論文の背景となる、日本語従属節における相対テンス現象について概観している。その上で、ほとんどの先行研究において、相対テンスの基準となる時点は主節時（主節の出来事時）に限られているとの前提があるが、その前提には疑いがあるという、本研究の背景が示される。

第2章では、相対テンスに関する先行研究について、本稿の目的に沿った形で概観している。主として1950年代以降現在までの研究を扱い、60年以上に及ぶ研究史の中で、従属節テンスの振る舞い・解釈については、ほとんど常に「絶対テンス（基準時が発話時）か相対テンス（基準時が主節時）か」という枠組みで研究が進められ、相対テンスであれば必ず主節時を基準としているという前提が共有されていたというこ

と、わずかな例外として主節時以外の基準点を持つ相対テンスの存在可能性に言及した研究も、説得的な具体的データを提示していないか、誤ったデータに基づいているということを指摘している。また、その帰結として、相対テンスの基準時が主節時以外にもあり得ることを確実に示すには「発話時基準でも主節時基準でもない従属節テンスの確例」の存在を示すことが重要であることが述べられている。

第3章では本論文の分析の枠組み設定と、対象の限定とを行っている。枠組みについては、相対テンスの規定として「基準時とターゲット時（その節の出来事時）との時間的前後・包含関係については単文におけるテンスと同じ関係を担い、基準時のみがシフトしている（基準時が発話時ではないという点のみが絶対テンスと異なる）」という枠組みを用いることを宣言した上で、あわせて、上記規定から、基準時とターゲット時との時間的前後・包含関係が単文の場合から変容しているタイプの従属節ル／タ形は分析の対象から排除されることを確認している。

第4章では引用節のテンスについて、詳細な分析を展開している。まず先行研究において、引用節のテンスについては、常に主節時基準であるとする立場、主節時基準・発話時基準のいずれも起こりうるという立場の二種が行われていることを確認した上で、実際には具体的なデータを精査すると、引用節には「発話時基準でも主節時基準でもない」というデータが確実に存在することを明らかにしている。また、そのような、発話時でも主節時でもない引用節の基準時の意味論的な内実は「描かれた世界における現在時」と呼ぶべきものであることも示している。

第5章では連体修飾節のテンスについて、内容補充連体修飾節、相対補充連体修飾節、内の関係の連体修飾節という3つの下位類に分けて詳細な分析が展開されている。分析の結果、データとしては内容補充連体修飾節、相対補充連体修飾節においては主節時以外の基準点を持つ相対テンスの例が確実に存在し、内の関係の連体修飾節においては、主節時以外の基準点を持つ相対テンスの確例が見いだせないことを指摘している。また、内容補充連体修飾節における当該の基準時の意味論的な内実は、引用節の基準時と同質の「描かれた世界の現在時」であり、一方、相対補充連体修飾節における基準時の内実は「主名詞句すなわち相対名詞句に語彙的に内在する時点」であることも明らかにしている。

第6章では副詞節のテンスについて、原因・理由節、逆接のガ・ケレドモ節、並列のシ節等を対象にした分析が行われている。分析の結果、これらの節において発話時基準、主節時基準をとると見なされる例は存在するが、主節時以外の時点を基準点を持つ相対テンスの確例は存在しないことを明らかにしている。また、先行研究において発話時でも主節時でもない基準時を取る可能性があるときとされる例については、いずれもアスペクト上の変容を来している等、確例とは見なされないことについても指摘がなされている。

第7章では第3章～第6章の分析がまとめられ、相対テンスの基準時が、従属節全体の中でどのような分布をなし、その分布をどのように解釈すべきかが論じられている。まず、第3章～第6章を踏まえ、相対テンスをとる多様な従属節が、「主節時以外の基準点を持ちうる節＝引用節・内容補充連体修飾節・相対補充連体修飾節」と「主節時以外の基準点を持たない節＝内の関係の連体修飾節・副詞節」とに二分されることが確認される。その上で、上記のような基準時の分布状況にたいして、「時間軸上に主節時以外の有標点を持ちうるかどうか」という点から自然な説明が可能である、ということを明らかにしている。また、アスペクト説等、一部の先行研究が採用している、主節時基準廃止論について論じ、出来事の時間関係が同等であるのに主節が存在しないことによって許容度の下がるデータがあることから、主節時は相対テンスの基準時の唯一的候補ではないものの、一つの候補としてのステータスは存していることについて論じられている。

第8章では本論文の考察がまとめられ、残された課題と今後の展望について述べられている。

審査の要旨

1 批評

本論文の主要な論点である、相対テンスの基準時が主節時以外にもあり得るのではないか、という点は、重要な論点でありながら、多くの先行研究では事実上無視されてきた論点であった。これまでに、一部取り上げている先行研究もあるが、それらはデータが極めて不十分・不適切であるため、十分な議論ができていなかった。本論文では、先行研究の挙例を含め、多種の従属節のデータを詳細・細密に精査することによって、主節時以外の基準点を持つ相対テンスの例が組織的に存在することを明らかにし、またその分布に一定の規則性のあることを明らかにしている。従来積み置かれてきた難題を解決した、優れた研究であると評価できる。

本論文で扱われた課題はいずれも研究上重要な意義を持ち、それに対する分析や結論は至極妥当なものであるが、その中でも特に評価すべきものとして、以下の2点をあげる。第1点は、従来行い得ていなかった、「主節時基準でも発話時基準でもない例」の確例を組織的に発見し、挙例したことである。「相対テンスはすべて主節時を基準としている」という誤った前提を多くの先行研究が維持し続けていたのは、それに対する批判が具体的なデータを伴わない思弁的な方法によったことや、発話時基準解釈の余地を残した不十分なデータによるものであったことが原因であったと言える。本論文は、発話時基準解釈の余地をあらかじめ排除した上での確実な例のみを挙例しており、それが複数の種類の節にまたがる組織的な分布を持っていることを示している。これにより、相対テンス節の基準時に、主節時以外のものが存することが初めて確証されたのである。

特に評価できる第2点は、主節時以外の基準点を持つ相対テンスの分布に規則性があることを発見し、それに意味理論上自然な説明を与えることに成功した点である。具体的には、扱った5種の従属節のうち主節時以外の基準点を持つものが引用節・内容補充連体修飾節・相対補充連体修飾節であり、一方主節時以外の基準点を持たない節が内の関係の連体修飾節・副詞節であるという、従属節の種類に対応した分布が存することを明らかにし、その分布状況には「主節時以外の、時間軸上の特異点を持ちうるか否か」という観点から意味論的に整合的な解釈が可能であることを示した、ということである。主節時基準でない相対テンスが、言わば散発的に無秩序に起こるのではなく、意味論的に整合性のある姿で分布していることを明示したことは、当該領域における意味論に貢献するところ大である。

一方、部分的ながらも課題も残る。本論文は、従属節テンスの基準時の候補は、これまで考えられていたより多いことを明らかにしたが、その多数の候補のうち、発話時を含めた基準時点のどれがどのように選ばれるのか、というプロセスを完全に予測することはできていない。しかし、このような課題があること自体、本研究によって発見された新しい基準時点候補の出現により、生じたものである。当該領域の研究を推進する力を持つ、極めて優れた研究であるという本論文の評価を少しも揺るがすものではない。

2 最終試験

平成30年10月26日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究科論文審査等実施細則」第10条(2)に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。